

議第57号

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の
制定について

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項前段及び第15条第 1 項前段中「100分の105」を「100分の
108」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市上弓削農業集落排水処理施設条例（以下
「改正後の条例」という。）第14条の規定は、平成26年 6 月 1 日以後に認
定する污水排出量に係る使用料について適用し、同日前に認定する污水排
出量に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成26年 4 月における市長があらかじめ使用
者ごとに定める日の翌日から同年 5 月31日までの期間内に改正後の条例第
8 条後段の規定により污水の排除をやめる旨の届出を行った者の当該期間
内の污水排出量で同日までに認定するものに係る使用料については、改正
後の条例第14条の規定を適用する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要がある
るので提案する。